

国際連合気候変動枠組条約 C D M理事会第86回理事会(EB#86)概要報告

2015年 10月 18日

経済産業研究所・東京大学 戒能
kainou-kazunari@rieti.go.jp

日時 2015年 10月12日 (月) - 10月16日 (金)

場所 ドイツ・ボン・UNFCCC本部会議場

主要結果

1. 定足・構成

1-1. 出席理事構成

	正理事 Member	代理理事 Alternate
アジア ASIA	Tariq M I. (パキスタン)	Oh D. (大韓民国)
中南米 LACRB	Eduardo C. (ペルー:副議長)	Arthur R. (バハマ)
アフリカ AFR	Balishi G. (ボツワナ)	Joseph A. (カメルーン)
島嶼国 SIDs	Hugh S. (グレナダ)	Amjad A. B (モルジブ)
(途上国)	Washington.Z (ジンバブエ)	(空席)*
Non-An.1	Miguez J. D (ブラジル)	Duan M. (中華人民共和国)
移行国 EIT	Natalia K. (ウクライナ)	Diana H. (アルメニア)
西欧 WEOG	Martin E. (スイス)	Olivier K. (EU/ベルギー)
(先進国)	Frank W. (EU/ドイツ)	Piotor D. (EU/ポーランド)
Annex-1	Lambert S. (EU/独 :議長)	戒能 一成 (日本)

-*1 Non-Annex-1 の Alternate 1名(Qasi K)は 2015年1月付辞任、暫定的に空席

2. 運営管理 (議題2.1～)

2-1. CDM手続簡素化・整合化 (会議録para08-12, 会議前Annex-1) 注 目

- 1) 背景 - CDMの競争力強化・利用拡大を目的として、現行の制度上の諸問題CDMの手続簡素化・整合化の可能性を抜本的・包括的に検討。
 - EB#84で総論は検討済、以降利害関係者などから指摘された合計22の論点について事務局で個別改善案の概要を策定、今次理事会で各論の方向性を検討。
- 2) 結果 - 以下のとおり。
 - a) 承認されたもの (会議録para09) 8件
 - ・ PDDなしの方法論提出許容化, 受入国承認書(LoA)提出時期弾力化 他
 - b) 保留・要再検討とされたもの (会議録para10) 11件
 - ・ DOEによる現地訪問審査の省略可能化, 同一DOEによるVVs実施許容化, PoAでの事業追加・撤回要件簡素化, 登録後変更(PRC)の承認不要化, 些末性(Materiality)の検証への適用, 集束事業(Bundling)の要件緩和 他
 - c) 却下されたもの (会議録para11) 3件
 - ・ 新規事業提案時の新規方法論の先行適用 (完全却下)
 - ・ PoA関連規程の分離文書化 (分離せず "PoA-Handbook" 策定を指示)
 - ・ 登録過程の手続日数短縮化 (実利に乏しく関係者の意見を照会すべく指示)
- 3) 議論 - DOEによる現地訪問審査(登録時・検証時 及び 試料調査時)については、認証過程で最も費用が掛かる問題であり、現地居住者の臨時雇用・IT技術の活用など包括的な簡素化・費用低減化方策を検討すべきとの意見多。
 - 同一DOEによる有効化・認証の同時実施については、原案は全面解禁であったがその場合DOEの認証基準見直しが必要であり、むしろ問題の少ない事業類型から段階的に解禁していくべき旨意見が一致。
 - 些末性(Materiality)のPoAや有効化(Validation)への適用拡大については肯定的

意見が多く具体的な適用事例・拡大分野を調査・呈示する旨意見が一致。

- 集束事業(Bundling)については、PoA関連規程の整備が行われる前の過渡的
制度であり、今後も制度を存置する必要性について疑問が呈された。

- 5) 注記 - 今後承認された各問題毎に改善案が提出され、来年から逐次処理される見通し。
- PDDなしの方法論提案の許容化, LoA提出時期弾力化については、CDM-M&P(基本規約)改訂が必要であり、11月のCMP11(Paris)に理事会より改訂提案予定。

2-2. CER任意償却(Voluntary Cancellation)システムの運用開始 (会議録para06)

- 1) 背景 - CER任意償却の推進の一環としてWEBから誰でも平易に償却ができるシステムを開発、運用開始。
2) 結果 - 11月のCOP21/CMP11(Paris)で紹介のための広報活動を行う旨決定。

2-3. 事業者統計調査結果 (会議録para07)

- 1) 背景 - 需要低迷など CDM事業の環境変化を受けて、事業者に今後の事業継続見通しや目下の問題点などを照会する統計調査を実施、事務局から結果報告。
2) 結果 - 調査結果の集計値を公開すること、今後とも年 1回調査を行うことなどを決定。
3) 議論 - 事業活動の低迷については、需要減とCER価格の低迷が主原因ではあるものの、当該問題を指摘する事業者は 50%程度であり、他の問題点(技術障害・手続不調・制度問題など)を指摘する事業者が予想外に多い結果となった。
- 当該調査結果で抽出された問題点は、更なる分析の上制度改善に反映。

2-4. 2016-17年事業計画 (会議録para16・17)

- 1) 背景 - 定例の予算計画の検討。
2) 結果 - CDMを巡る環境に大きな変化はないため、予算委からの提案に基づき 2014-15年事業計画の目標・大綱を継続運用することを決定。次回理事会で各論を議論。

2-5. 地域協力センター(RCC), 融資事業の監査・評価結果 (会議録para18・19)

- 1) 背景 - CDMの少数実施国(URC; Under Represented Country, 主としてAfrica)を支援し事業の地理的偏在を解消すべく事務局出張機関(RCC)や融資制度を運用。
- 両事業の監査・評価結果を理事会に報告。(RCCについては第三者監査)
2) 結果 - RCCについては一部のRCCでURC支援が不十分との指摘有, 改善を指導。
- 融資事業については、需要減・価格低迷化でも着実に実績を上げており、意外にも債務不履行等の問題が殆どなかった点が報告され、評価する意見が多かった。
5) 注記 - Asia-RCC(バンコク・IGES)については設立直後であり監査・評価対象外。

3. 個別案件 (議題3.1~) (※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開)

3-1. DOE信認 Accreditation

- 2) 結果 - 部分撤退 1件(TECO)のみ、了承。

3-2. 登録 Registration (該当なし)

3-3. 発行 Issuance (該当なし)

3-4. 同一DOEによるVVs

- 2) 結果 - 2件の申請有(#1824,#1856 EPIC), いずれも了承。承認は通算4件目。

4. 制度改正(1) / 事業基準・方法論 (議題4.1)

4-1. DOE信任分野分類-方法論再整理「紐付け」の不備問題 (会議録para34, 会議前A-5参照)

- 1) 背景 - 2014年の現行信任基準(AS ver.6.0)導入時に DOE信任分野分類(Sectral Scope)と各方法論の「紐付け」が修正される予定であったが、作業が遅延したため

- 一部 DOEから「認証作業不能」との問題提起有。(前回議事録参照)
- 2) 結果 - 複数の信認分野(SS)に跨る方法論をどう扱うかにつき議論、方法論毎に子細に要求分野を指定する方法で問題を改善するよう決定、事務局に至急作業指示。
 - 4) 対応 - 個別案件で当該不備に基づく支障がある場合、DOEからの申請により暫定的に理事会議長・副議長の裁量で問題処理に当たることを決定。問題がある DOEにおかれては事務局に相談されたし。

4-2. 試料採取ガイドライン改訂 (会議録para37, 会議前Annex-8・9 参照)

- 1) 背景 - 試料採取ガイドラインへの「調査 Survey」関連規程の追加案。
- 2) 結果 - 一部改訂の上で改訂案を採択。
- 3) 議論 - 改訂は DOEなどによる現地訪問調査に力点を置くものであったが、2-1. での議論同様に IT技術の活用などで遠隔調査を広範に認めるよう改善を指導。

4-3. 大規模・小規模方法論改訂 (会議録para43・45 参照)

- 1) 背景 - 方法論に「優良事例」を補記し利用者の利便を図る作業を実施。
- 2) 結果 - 改訂案を採択。(ACM0001, AMS-IIID, AMS-IIIH)

4-4. 再植生化(revegetation)の CDM適格性 (会議録para46参照) **重要**

- 1) 背景 - 現行LULUCF関連の植林・再植林に加えて、灌木や草本による地表の再植生化(revegetation)が CDMとして認め得るか否かを CMPから照会。回答案を検討。
- 2) 結果 - 現行の植林・再植林関連規程(M&P)ではなく、新たに基本規程(M&P)が必要であり、CMPからの更なる指導が必要である旨回答することを決定。
- 3) 議論 - 植林・再植林(A/R)WG からの提案は現行植林・再植林規程の適用は「(科学的に)問題なし」とのものであったが、炭素貯留の永続性、実測可能性(困難性)、麻薬植物等の適格性など政策的には詰めるべき問題が多いこと、CCS(炭素回収貯留)では各種論点を踏まえ新たに基本規約(M&P)を CMPで策定した経緯があることなどから、一旦 CMPに「差戻し」し、CMPでの具体的指示を仰ぐこととした。
 - 議論では否定的意見よりも制度構成上の問題や各論での基本的方針の欠落を指摘する意見が多く、単純に「反対」という方向ではなかったことを補記したい。

5. 制度改正(2) / 手続基準 (議題4.2) 及び 政策論 (議題4.3)

5-1. 利害関係者意見照会手続改善問題 (会議録para46, 会議前Annex-15)

- 1) 背景 - EU, 環境NGOから、利害関係者意見照会手続を強化するよう再三強い圧力有。
 - EB#70 で基本的事項は議論したが、何故か問題は 3年近く放置され EB#85 で突如改善案が提示。事実関係の調査・呈示が指示され出直しの検討を実施。
- 2) 結果 - 原案は却下、理事会で継続検討。
- 3) 議論 - 下記の理由から議論は紛糾。
 - ・ 事務局呈示資料は統計学的に見て偏っており極端な事例を抽出していること
 - ・ 3年間も放置された経緯があること
 - ・ 処理不服の場合既に理事会への「直訴」手続が整備されていること
 - ・ 人権問題など事実関係が不詳な提案が追加されていたこと
 - 事務局の信頼性・公平性に疑問が呈され、理事会で直接議論することで妥結。

次回理事会(EB#87) 2015年 11月23日～27日 (フランス・パリ, COP21/CMP11と併催)